

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

ケイマン諸島：CRS に関する最新情報 ～CRS 遵守状況に係る確認様式の概要～

2020 年 12 月 15 日

2020 年 11 月 6 日、ケイマン諸島国際税務協力局（Department for International Tax Cooperation：以下「DITC」）は、2018 年 7 月に公表された「The CRS Guidance Notes version 3.0」に代わり、新たな CRS ガイドライン「[CRS Guidelines](#)」（DITC ウェブサイト（英語、PDF））を公表した。「CRS Guidelines」にはケイマン諸島の諸法規制と CRS の連関に加えて、[CRS 遵守状況に係る確認様式](#)（以下「CRS 確認様式」）（CRS Compliance Form DITC ウェブサイト（英語、PDF））及びその他対応事項を含む DITC ポータルの概要も記載されている。今回は、CRS 確認様式について簡単に概要を記す。

1. CRS 確認様式の概要

CRS 確認様式の提出が必要となるのは、全ての報告金融機関及び受託者開示信託である。提出期限は原則として毎年 9 月 15 日であり、今後も毎年 CRS 報告を実施する度に対応が必須となる。なお、対象年度が 2019 年となる今回は提出期限が 2021 年 3 月 31 日まで延長されている。DITC ポータル上で必要事項を入力するスマート様式と、多数のデータを CSV 形式で提出する一括アップロード様式から選択可能である。

2. 記入内容

CRS 確認様式は以下の 4 つのセクションに分かれており、各項目への入力が必要である。

セクション 1 報告金融機関情報	報告金融機関に関する情報及びケイマン諸島金融管理局（Cayman Islands Monetary Authority：以下「CIMA」）認可番号（CIMA から認可を受けている場合のみ）
セクション 2 金融口座データ	CRS 報告の内容（通貨・合計金額・報告対象とならない口座保有の有無等*） *例としては以下のとおり。 ■ 報告対象国に居住している口座保有者であるが、報告対象者ではない（カナダの FI 等） ■ 報告対象国に居住している口座保有者ではない（ケイマン諸島居住者等）
セクション 3 AML/KYC 及び会計処理 （CIMA 認可番号が有効な場合は非表示）	監査済み財務諸表の有無及び財務諸表が無い場合には AML/KYC 義務を履行する事業体の情報
セクション 4 CRS 処理	口座保有者情報のレビュー及び報告対象口座のリストのドラフト作成を行う事業体の情報

スマート様式については、DITC ポータルのユーザーガイド「[DITC Portal – User Guide](#)」（DITC ウェブサイト（英語、PDF））の 31 ページに詳細説明があり、CRS 確認様式については、CRS Guidelines の 30～33 ページに設問内容一覧の記載があるため合わせて参照いただきたい。

デロイト トーマツと CRS の基本契約を締結するクライアントについては、CRS 確認様式の参考和訳を作成の上、配布する予定である。

おわりに

ケイマン CRS 報告義務については報告対象口座が存在しない場合でも、毎年のゼロ報告及び CRS 確認様式の提出が必須となるため、ケイマン SPC を保有する金融機関は対応を怠ることがないように留意されたい。

デロイト トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でご不明な点等があれば相談いただきたい

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
マネジャー	近藤 祐美	yumi.kondo@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人 (総称して "デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数を指します。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク (総称して "デロイト ネットワーク") を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters" を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法及びその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001